

検討結果報告書

1 前文

令和4年10月17日から令和4年11月7日までの間、清瀬市地域防災計画改訂版（案）に対する意見募集を行った結果、1件の意見が提出されました。

当該意見に対する清瀬市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により、次のとおり公表します。

なお、本意見に基づく清瀬市地域防災計画改訂版（案）の修正は行いません。

2 意見等の概要及び回答

意見等の概要	意見の件数	回答
既存の通信インフラが正常に機能しない災害時は、無線による通信が有益である。東日本大震災では無線通信が見直された。市内のアマチュア無線クラブや、無線を用いてパトロールなどの活動をしている団体との連携を検討願う。	1件	<p>災害時、清瀬市では、防災用 MCA 無線（資料編資料第5参照）、東京都防災行政無線、東京都防災センターと無線回線で結ばれた東京都災害情報システム（DIS）などを活用し、情報収集や情報伝達を行います。</p> <p>固定電話や携帯電話、インターネット回線が繋がらなくなる災害時において、無線による音声交信は有用であると考えます。</p> <p>アマチュア局及び特定小電力トランシーバーの活用並びにこれらを運用する団体との連携については、アマチュア局ネットワークとの通信方法や妨害電波の排除など各種課題がクリアされた上で、今後の検討事項とさせていただきます。</p>